

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 6 日現在

機関番号：34504

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23520845

研究課題名(和文) 近世後期、小藩領の支配構造に関する比較史的研究

研究課題名(英文) A Comparative Historical Study on governance structure in the small clan territory in early modern period

研究代表者

志村 洋 (SHIMURA, Hiroshi)

関西学院大学・文学部・教授

研究者番号：90272434

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円、(間接経費) 870,000円

研究成果の概要(和文)：従来、諸藩の約4割を占める2万石未満の小藩領の大庄屋については、ほとんど研究がなかった。本研究では、信濃国佐久郡・小県郡の譜代小藩である岩村田藩と播磨国揖東郡の外様小藩である林田藩などを取り上げて、異なる地域における大庄屋制の特質を比較検討した。

その結果、岩村田藩では、割元としての職掌は一部に限られており、陣屋元村名主としての機能が中心であったこと、林田藩では、大庄屋の職掌は比較的広がったが、藩政に介入するほどの職権は有していなかったことが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：In case of small Han territory of under 20,000 Goku that accounted for approximately 40% of various Hans, there were few studies of the OJOYA that was the headman of a dozen or so villages in Tokugawa period. In this study, I compared the characteristics of OJOYA system taking examples of Iwamura Han and Hayashida Han. As a result, it became clear that in Iwamura Han the headman of villages had few original duties as an OJOYA, and in Hayashida Han the OJOYA had comparatively more duties with poor authority.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・日本史

キーワード：大庄屋 近世 小藩

1. 研究開始当初の背景

(1)日本近世史領域における中間支配機構に関する研究は、1980年代半ば以降のいわゆる地域社会論の活況によって、さまざまな地域で研究の蓄積が行われてきた。“地域”に関する研究は、現在のところ、18世紀半ば以降に村役人層によって各地に築かれる“地域”の自治運営システムの解明を重視する研究群と、特定“地域”の内部社会構造の特質をおもに社会経済的關係から精緻に解明しようとする研究群とが主要な研究潮流をなしている。これまで研究代表者は、並立する二つの研究潮流に対して、「政治」と「経済」の両面から総合的に“地域”を検討する必要性を提唱してきた。そして、藩領の大庄屋を具体的な素材にして、身分的中间層論という研究視角も踏まえながら、大庄屋制施行地域の領主支配の特質と地域社会の変容を明らかにしようとしてきた。しかし、研究代表者本人も含めて、既往の多くの研究では、地域社会と密接不可分の關係にあったはずの幕藩領主の問題や政治の問題が民衆の暮らす地域社会のなかに有機的に位置づけられないまま、“地域”が語られる傾向にあった。

(2)そうしたなか、2000年代末になって登場してきた熊本大学グループによる熊本藩の地域行政に関する共同研究は、惣庄屋(=大庄屋)をはじめとする中間支配機構と藩権力との相互關係性を具体的に解明したという点で、上記の研究史的課題に答えようとした研究であった。特に、惣庄屋層が藩の政策立案過程に大きな役割を果たしていたという主張は、従来理解されてきた近世の領主-領民關係に対して再考を迫ろうとするものであった。

(3)しかし、列島規模で見ると、上は藩の郡方役人や幕府の代官所役人、下は一般村役人層に至るまでの、いわゆる身分的中间層は、どの地においても同じような存在形態にあったわけではない。身分的中间層によって担われた中間支配機構の具体的あり方は地域や領主の違いによって多様であった。西南地方の代表的領国大藩であった熊本藩 54 万石と中国地方以東の中小大名領とでは、身分的中间層の存在形態は大きく異なっていたと考えられる。さらには、同じ中小大名領のなかでも、所領規模 5~十数万石程度の中規模藩と 1,2 万石の小藩とでは、所領支配のあり方も異なっていたことが予想される。しかし、従来の研究では、史料が比較的良好に残る中規模藩の事例は豊富に明らかにされているものの、全国諸藩の約 4 割を占めた 2 万石未満の小藩の大庄屋についてはほとんど研究が存在していない。

2. 研究の目的

研究代表者はこれまで信州松本藩や越後高田藩、摂津尼崎藩、肥後天草幕領などの各地の大庄屋について事例研究を重ねてきた。それら過去の研究から明らかになったこと

は、大庄屋をはじめとする各地の身分的中间層の存在形態は地域によって多様であるということであり、さらに言えば、中間支配機構の制度的特徴や中間層の身分的意識は、土地土地における中間層自身の集団化のありかたに大きく左右されたであろうということであった。

そこで本研究では、従来研究がきわめて乏しかった小藩の大庄屋について、異なる地域から複数の事例を取り上げて、それぞれの地域における中間支配機構の具体的あり方の解明と藩領村々の地域構造などを明らかにすることを目的にした。

ひと口に小藩といっても、近世初頭から明治の廃藩まで一貫して一地域に定在した居付型の大名領と、たびたび領主の交替が見られた転封型大名領とでは事情が異なることが予想された。そのため、分析対象としては、元和 3(1617)年から一度も転封のなかった播磨国揖東郡の外様藩林田藩 1 万石地域と、17世紀後期まで頻繁な領主交替を経験し、元禄 16(1703)年に幕府領から譜代藩領に転じた信濃国佐久郡・小県郡の岩村田藩 1 万 5 千石地域を取り上げた。

また、上記の 2 藩に加えて、寛文 2(1662)年に播磨国神東郡・神西郡に 1 万石で立藩し、同 5 年(1665 年)以降は分知によって交代寄合旗本となった福本池田氏知行所の大庄屋についても、比較対象の材料にすることにした。

3. 研究の方法

(1)岩村田藩に関しては、元禄期の立藩以来居村の名主役を勤めつつ他藩の大庄屋にあたる割元職にあった篠澤佐五右衛門家を主たる分析対象にした。篠澤家文書は佐久市内の個人蔵文書であり、既に同家文書の一部が『佐久市志』や『長野県史』といった自治体史の史料編に収録されている。同家が所蔵する近世文書は優に 1,000 点を超えるだろうと言われてきたが、実際にこれまでに整理・目録化された史料はわずか 227 点に止まっていた。そこで、篠澤家文書の近世史料分を全点目録化することを第一の課題として、現地佐久市において調査整理を行った。調査は、7 名の近世史研究者の助力を得て、5 回に分けて合計 14 日間行った。調査では、蔵から出された史料の収納箱ごとに箱番号を付け、箱から取り挙げた史料の順番に従って番号を付与する方式で行った。そして、史料ごとに、史料表題(内容)・作成年月日・作成者・受取者・史料形態等をパソコンの表作成ソフトに入力し、目録の作成を行った。目録作成の進捗を待ってデジタルカメラでの史料撮影を行い、主な割元職由来史料を収集した。

また、上記調査と併行して、長野県立歴史館所蔵の依田家文書(岩村田町村の名主や宿問屋を勤めた家)や、長野県史収集近世史料写真を調査し、写真撮影を行った。

(2)林田藩に関しては、関西学院大学附属図

書館所蔵の林田藩士澤野家文書を第1の分析材料にした。澤野家は天保末年から史料の残る嘉永期まで藩の地方支配の全般を管掌する代官役の地位にあった。そこで、澤野家文書中の代官職日記を全点写真撮影し、筆耕作業と分析を進めた。また澤野家文書には領内村々から提出された大量の年貢勘定目録や免割帳などが残されていたため、それらの分析を通じて、4カ組から構成された領内33カ村の基礎的社会構造を明らかにした。

また、代官役文書としての澤野家文書では、大庄屋の機能把握や個別の大庄屋組内部の問題等の把握には自ずと限界があるため、陣屋元地域の大庄屋を歴任した林田の三木家文書も収集した。三木家文書も現地の個人蔵文書であるため、複数回にわたって同家を訪問し、大庄屋の役目日記を中心に史料を撮影収集した。

(3)福本池田氏知行所に関しては、鶴野金兵衛家文書をはじめとする神河町教育委員会収集の近世史料写真を閲覧し、分析を行った。また、国文学研究資料館所蔵の屋形池田家文書等も適宜利用した。

4. 研究成果

(1)篠澤家文書を調査した結果、新たに1,382点の近世史料を確認することができた。岩村田の篠澤家は遅くとも寛永期から同村の名主役を歴任する家であったが、岩村田藩成立以前の時期において、同家が割元職の前身に相当する大庄屋的役職に就いた形跡は確認できなかった。寛文期から元禄16年までの間、当地域は幕領に編入され、岩村田町他22カ村組合の諸役割賦は代官陣屋の派遣手代が担った。篠澤家の果たした役割はほぼ居村の名主役としての役割であり、居村をこえた役割としては、陣屋触を組内村々に廻達する触元としての働き程度であった。篠澤家は、津留御番所の賄人足や薪・藁の割賦も行ったが、他地域の大庄屋と比較すると、きわめて限定的な職掌にあったといえることができる。

岩村田藩時代になると、藩から岩村田町村の2名主家に対して割元の職名が与えられ、以後、岩村田町村の名主は割元職を兼任することとなった。新たに調査した1,400点弱の史料から判明する割元の職分は、御用日の御役所詰合、諸願書諸届の取次、出入吟味の立会、領内御役人検分の随行、宿地方勘定の立会などであり、他藩での大庄屋に似た職掌を岩村田藩割元も有していた。しかし、上記の職分を担うことによって篠澤家は他から抜きん出た特権的地位を得たわけではなく、時には岩村田村名主の肩書きで上記職を遂行する場合もあった。つまり、同家の主たる性格は依然陣屋元村名主としての側面が中心であったと考えられる。なお、篠澤家文書中に残る割元名が記載された文書としては、殿様送迎人馬の割付、足軽・中間の増金や夫金の取立、殿様御礼の廻状、殿様夫人足雇賃金の取立などに関するものであり、篠澤家にお

いては、大坂在番役などの藩主の幕府公職就任に伴う種々の奉公人・人足徴発や、藩主関連の御用を遂行することが割元の本来的職分として意識されていたと思われる。

以上のように、岩村田藩では割元役と陣屋元村の名主役は切り離しがたいものとして存在していたが、郷宿としての役割も同時に篠澤家によって担われていた。割元として諸願書の取次役や出入吟味の立会役を勤めたことから、領内各地から陣屋に出頭する領民の世話役である郷宿の機能も篠澤家に期待されたのである。安政6(1859)年に町内の出入がもとで篠澤家が諸役から更迭されると、割元・名主・郷宿の各機能が分離され、割元役には領内他村の有力民が任じられ、郷宿の役は篠澤家以外の岩村田町村の年番名主が担うことになった。

篠澤家は、近世前期から岩村田町の有力民として存在し、岩村田藩時代には割元・名主・郷宿の諸機能を兼ね備えた。しかし、そのことは、同家が領主の御用を請けるのに都合の良い陣屋元に居住していたということが大きな理由と考えられ、決して同家の経済力が領内で傑出していたからではない。近世後期の藩財政は領内の野沢村に居住した御用達商人が実質的に引き請けていた。このように、近世後期岩村田藩での社会的権力は、篠澤家と他村居住の御用達商人とに分かれていたものであり、篠澤家は主に陣屋元名主という側面から地域行政に力をふるっていたといえる。

(2)林田藩の澤野家文書は19世紀の史料が大半であることから、林田藩に関する分析は19世紀以降、とりわけ澤野家が代官役に就任した天保期末年以降を中心にした。

30数カ村の林田藩構成村は、4つの大庄屋組に分割され、各組には1名ずつの大庄屋が置かれた。領内村々には新田開発高の多寡や種々の運上金の有無によって違いが存在し、林田川水系の村々と揖保川水系の村々とでは村の再生産環境が異なっていた。各村の階層構成は、藩領全体では高3石未満層が全体の約60%を占める状況であったが、高20石を超える大高持は少なく、平均的規模の村では20石超の者はせいぜい2軒前後であった。林田藩では他の藩領と同様に領内から武家奉公人を取り立てており、寛政7年の場合29カ村で計72人であった。領内村々からは奉公人切米と上総奉公人切米が藩に上納されており、前者は林田組、後者は宿組からの上納高が多いなど、藩領村々の状況は均一ではなかった。藩領村々は重層的な地域的入用制度に組み込まれており、個別の村入用割のほか、会所組下割、組余内割、宮割、郡中割などの各項目が存在した。大庄屋は上記のうち前2者の算用に係っており、各組大庄屋は陣屋町内に設けられた会所に参集して諸用を処理した。代官と大庄屋の職務連携は他藩と同様に密であったが、とりわけ代官が領民の個人間訴訟の処理に実質的に関わって

いた点が林田藩の特徴と言える。また、代官のもとへは、領内から檀摺祭などの諸祭礼願作付難渋届、盗難届、拝借米願等が上げられ、代官は大庄屋を通じて領内から麦・藁・御用馬入草などを取り立てて、それらを家中へ引き渡すことなども行っていた。

上記の林田藩における代官 - 大庄屋ラインによる支配のあり方は、前記の岩村田藩の割元制に比べると明らかに多くの事柄にわたっており、同じ小藩であっても地域の支配体制はかなり異なっていたと言える。

(3)近世中後期の福本池田知行所は23ヵ村計6000石の小領であった。当地の大庄屋は、他領大庄屋に一般的にみられる諸機能(願諸取次、法令下達、相論調停、人夫徴発等)を担っていたが、大庄屋に与えられた職務権限は小さかった。林田藩と同様に、領内からの諸願や諸出入りが大庄屋を通じて陣屋役人のもとへと上げられていたが、大庄屋は常に陣屋役人に伺いをたてる形を取った。当地でも地域的入用は大庄屋が主催したが、当地の場合、地域的入用は狭義の地域的入用である「大割」と中間・小者への間銀である「御奉公人銀」とで構成されていた。大庄屋を媒介にした家臣団と百姓との関係は大藩と比べて近い関係にあったと考えられ、大庄屋は家中の求めに応じて村々から柴刈や鋤鎌持のための御用日雇や、葺萱・炭などの生活物資を供給する役割をも担っていた。

(4)以上3地域の事例検討から、次の見通しを得た。近世後期に大庄屋が担った機能は多様であったが、そのなかには、大庄屋固有の機能というべきものとそうでないものがあり、小藩の場合には、複数の機能が一人の大庄屋のもとで融合する傾向にあったこと。

大庄屋と領主役人との関係性は、領国大藩などの場合以上に密接であったと考えられるが、大庄屋に与えられた権限はネグリジブルであり、大庄屋が支配行政に関わっていたこと自体をもって、彼らが藩政を実質的に動かしていたとは言えないということ。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

志村 洋「近世後期の小藩・交代寄合領の大庄屋」、『関西学院史学』、査読無、41号、2014年3月、p29-p64

志村 洋「近世後期信州の西宮えびす社人について」、『関西学院史学』、査読無、39号、2012年3月、p1-p36

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計2件)

志村 洋『長野県佐久市岩村田 岩村田

藩割元篠澤家文書目録』、関西学院大学文学部日本史学研究室、2014年、68頁
志村 洋、吉田 伸之『近世の地域と中間権力』、山川出版社、2011年、328頁

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

志村 洋(SHIMURA, Hiroshi)
関西学院大学・文学部・教授
研究者番号：90272434

(2)研究分担者

なし ()
研究者番号：

(3)連携研究者

なし ()
研究者番号：